

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営理念として「信頼と限りなき挑戦」を掲げ、お客様第一主義、安全第一、社会貢献を行動指針としております。また、グループ全体の経営意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、効率的な経営体制が図れる持株会社体制をとり、経営構造改革に努めております。

さらなる企業の成長を加速し、企業価値向上を実現するためには、コーポレートガバナンスの強化が必要不可欠と認識しており、株主をはじめとするステークホルダーとの対話、社会情勢などを踏まえ適宜必要な施策を行い、ステークホルダーから信頼・評価されるコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

当社は社会の一員としての企業の社会的責任を真摯に受け止め、法令および社内規程の遵守のみならず社会的規範、倫理を尊重した透明かつ公正な企業活動を推進してまいります。

なお、当社のコーポレートガバナンスに対する方針・姿勢についてまとめた「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

【株主の権利・平等性の確保】

当社は、すべての株主に対し、株主の権利が実質的に確保されるように適時開示等を行うことにより、株主の権利が適切に行使できる環境整備を行います。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、様々なステークホルダーとの協働が必要であると認識しております。ステークホルダーの権利・立場を尊重するとともに対話等を通じて、健全な企業文化・風土の醸成を行い、社会・環境問題等の対応に努めております。

【適切な情報開示と透明性の確保】

当社は、ステークホルダーとの対話促進のため、情報開示を重要な経営責務として捉えております。投資家保護や資本市場の信頼性確保・経営の透明性を高めるために適時・正確かつ公平な情報開示を行うことが必要不可欠と考えております。法令に定める開示事項の他、ステークホルダーにとって有効と判断される情報や、任意の適時開示についても、当社ウェブサイト、CSRレポート等にて、積極的に情報開示を行います。

【取締役会等の責務】

当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の向上を図るべく、適切な役割・責任を果たします。当社は、持株会社体制をとっておりグループ全体の経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、効率的な経営体制の確立を図るとともに、独立社外取締役を3名選任し、取締役会のチェック機能を強化しております。また、社外取締役のほかに社外監査役を選任し、取締役の業務執行を監査する体制となっております。

また、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とするガバナンス委員会を設置し、意思決定プロセスの透明性・公正性を確保しております。

【株主との対話】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的に株主と対話を行うことが重要と認識し、IR活動に注力しております。IR活動は広報部で担当し、広報担当取締役を中心とし、IR活動を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3後継者計画の監督】

当社取締役会は、次期代表取締役の後継者計画及び育成が重要な経営課題であることを認識しており、取締役に求められる選任要件の設定や後継者計画の方針を審議するガバナンス委員会の設置を行っておりますが、後継者計画の策定・運用及び十分な時間と資源をかけた後継者育成計画については引き続き議論が必要です。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、営業利益率、配当性向等の目標値を設定しております。また、中期経営計画説明会を開催し、開示した目標達成に向けた施策なども説明しております。その資料は当社ウェブサイト等に掲載しております。(http://www.carlithd.co.jp/ir/) 現在、2019年度を初年度とする新中期経営計画を策定中であり、資本コストを把握した上での基本方針や目標値、及び経営資源の配分に関して策定中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化や中長期的な事業戦略上の必要性などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上を図る上で有益と判断する企業の株式を保有しております。毎年1回取締役会で保有目的の合理性と保有の経済合理性とを検証し、保有合理性が認められない場合は株式保有先と協議の上、株式市場の動向を見ながら売却し縮減します。経済合理性の検証は、株式毎に便益が資本コストに見合っているかを検証します。議決権の行使については、当社の中長期的企業価値向上に資すること及び株式保有先企業の企業価値向上と適切なコーポレートガバナンス体制の観点から議決権行使基準を定めて、基準に沿ってモニタリングし適切に議決権行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、取締役会で報告・承認することを取締役会規程に定めております。なお、会社法及び金融商品取引法、その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って開示します。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の運用基本方針等を定め、スチュワードシップ・コードの受入れを表明している資産管理運用機関に運用を委託しております。運用結果が財務会計に与える影響を認識し運用機関と協議の上で運用商品を選定しており、また財務の専門性を持った者を含む担当部門が、運用機関から定期的に報告を受け、運用状況やスチュワードシップ活動状況をモニタリングしております。運用担当者は運用機関のセミナーに参加する等資質向上に努めております。

企業年金の規約等の変更は、加入者の過半数を代表する者の同意を得ることにより、受益者の利益向上を図り利益相反を適切に管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、グループ経営理念として「信頼と限りなき挑戦」を掲げております。

当社は2018年に創業100周年を迎えました。創業100年という節目を迎えるに当たって、当社は次の100年も社会と人々に貢献することが使命だと考えております。

また、2015年度に中期経営計画「礎100」をスタートしております。

「礎100」では、2018年に創業100周年を迎え、次の100年企業の礎となる事業基盤の確立、グループ中長期目標である売上高1000億円到達への道のりを確固たるものにするために、3つの基本戦略を策定しております。

(1) 成長基盤強化

(2) 収益基盤強化

(3) グループ経営基盤強化

「礎100」の数値目標として、2018年度での売上高540億円、営業利益24億円、営業利益率4%を掲げております。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬限度額を決定しております。個別の報酬は、透明性・客観性を高めるためガバナンス委員会にて報酬制度や報酬額等について審議し、取締役会が答申結果を受けて審議・決定します。報酬の具体的な構成は、月額報酬及び業績連動報酬から構成されております。業績連動報酬はインセンティブを付与するため業績連動型株式報酬制度(BBT)を導入しており、前事業年度の連結経常利益の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時にポイントに応じた当社株式を給付します。本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

() 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に当たっての方針と手続き

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きは、予め取締役会で設定した選解任要件(高潔性、変化力、構想力、戦略的思考力など取締役に求められる資質)を基に候補者を選定して透明性・公正性を高めるために設けたガバナンス委員会に諮問し、取締役会はその助言を基に審議し決定します。なお、監査役候補の指名は、事前に監査役会の同意を得た上で取締役会で審議して決定します。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名理由を、株主総会招集通知に開示します。

(<http://www.carlithd.co.jp/ir/stock/meeting.html>)

【補充原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲と概要】

当社取締役会は、定款、取締役会規程、職務権限規程等の社内規程において、取締役会の決議事項及び経営陣に対する委任範囲を定めており、定められた基準に基づき経営上の重要事項について審議、決議をしております。取締役会は、会社の業務執行を決し、職務執行を監督することを定めており、また業務執行状況について代表取締役から報告を受け、その内容について検証しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準に関しましては、東京証券取引所が定める基準に準じております。また社外取締役の選任にあたり、人格・経験・見識に優れ、業務執行から独立した立場で経営の健全性確保及びコーポレートガバナンス強化に貢献できる者という選任要件を策定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の多様性や規模に関する考え方、また取締役の選任に関する方針・手続き】

当社は定款で取締役員数を11名以内と定めており、現在10名で構成しております。持株会社体制を敷いておりグループ横断的な経営管理を行うため、営業、生産、財務、管理、研究開発などの各部門の知識・経験を有する取締役をバランス良く選任しております。また社外取締役3名は、法務、会計、経営に関する知識・経験を有しており、うち1名は女性を選任しております。選任方針は、高潔性、変化力、構想力、戦略的思考力などからなる取締役選任要件を設けて候補者を選任することとし、また選任手続きは、透明性・公正性を高めるために設けたガバナンス委員会に諮問し、取締役会はその答申・助言を基に審議・決定します。

【補充原則4-11-2 社外役員の他社の兼任状況の公開】

当社の社外役員の中には、他の上場会社の役員を兼任している者がおりますが、当社の取締役会、グループ経営戦略会議を含む種々の会議に出席して発言するなど、その役割・責務を適切に果たしております。その兼任状況については有価証券報告書を通じ開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の評価・分析とその結果の開示】

当社取締役会は、取締役会の実効性に関し、第三者外部機関を起用した自己評価・分析を行い、取締役会の機能向上を図っております。また、その結果の概要をコーポレートガバナンス報告書等において適切に開示しております。平成29年度における取締役会の実効性の分析・評価については、平成30年6月28日付けのコーポレートガバナンス報告書をご覧ください。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、当社取締役及び監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としておりま

す。
当社取締役及び監査役は、当社が主催するグループ役員研修や、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。また、当社の取締役及び監査役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のための機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主・投資家を含むすべてのステークホルダーに対する公平かつタイムリーな適時開示を行い、経営陣自らによる直接のコミュニケーションを重視しております。
投資家・報道関係を対象に、決算説明会を年2回開催する他、中期経営計画説明会、工場見学会等を実施する方針としております。また個別取材にも積極的に応じております。
当社では広報部をIR担当部門としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,997,000	8.34
日油株式会社	915,000	3.82
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	913,600	3.81
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	708,300	2.96
明治安田生命保険相互会社	700,000	2.92
長瀬産業株式会社	700,000	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	678,000	2.83
株式会社大阪ソーダ	559,400	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	548,700	2.29
芙蓉総合リース株式会社	522,700	2.18

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

【大株主の状況】に関しましては、平成30年9月30日時点での株主の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大村扶美枝	弁護士											
山本和夫	公認会計士											
新保誠一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大村扶美枝	○	独立役員に指定しております。	同氏には、弁護士としての知識・経験等を当社の経営に生かしていただき、経営全般の助言を期待し、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、中立、公平な立場を保持できるものと判断し、この度独立役員として指定するものであります。

山本和夫	○	独立役員に指定しております。	同氏は昭和46年4月に監査法人池田昇一事務所(現 EY新日本有限責任監査法人)に入所。平成22年7月に公認会計士・税理士山本和夫会計事務所を立ち上げ所長に就任。公認会計士としての専門的な知識と他社の社外監査役を務めるなど経営を監督する経験を有しているため、社外取締役として選任しております。また、当社とEY新日本有限責任監査法人との間には特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから中立、公平な立場を保持できるものと判断し、この度独立役員として指定するものであります。
新保誠一	○	独立役員に指定しております。	同氏は東京海上日動火災保険(株)常務執行役員を経て、数社において社外取締役・社外監査役などを歴任。経営全般に関する豊富な経験を有していることから社外取締役として選任しております。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、中立・公平な立場を保持できるものと判断し、この度独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、経営の透明性・公正性の確保を目的に、取締役会の諮問機関として委員の過半数を社外取締役とするガバナンス委員会を設置しております。当委員会は経営陣幹部及び取締役・監査役の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針、コーポレートガバナンスに関する事項について審議し、取締役会に意見を答申・助言します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4名
監査役の実数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名により構成され、監査に関する重要事項についての協議のほか、意見交換などを行っております。

当社グループは、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任し、会計処理及び決算について監査を受け適正な会計処理かつ経営の透明性の確保に努めております。

監査役は、会計監査人から監査計画の説明を受け、事業所往査等に立会うとともに、監査結果について会計監査人から報告を受けるほか、意見交換会を開催し、緊密な連携を図っております。

また、当社グループは内部統制に関する業務を統括する内部監査室を設置しております。

内部監査室(4名)は内部統制システムの運用状況について定期的に監査を実施し、監査対象部門に対する問題点の指摘を行い、業務改善の指示を発しております。

監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の計画・結果等について報告を求め、コンプライアンス重視の視点に立った提言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森田庸夫	他の会社の出身者													
安達義二郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田庸夫	○	独立役員に指定しております。	同氏は平成21年6月から㈱みずほフィナンシャルグループ常勤監査役を務め、平成23年6月にはみずほビジネスサービス㈱代表取締役社長に就任。経営全般に関する知見や監査について豊富な経験を有することから社外監査役として選任しております。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、中立、公平な立場を保持できるものと判断し、この度独立役員として指定するものであります。
安達義二郎	○	独立役員に指定しております。	同氏は、平成24年4月まで当社と取引のあるみずほ信託銀行㈱の常務執行役員として勤務し、みずほ信託銀行㈱の不動産販売㈱代表取締役副社長を務めた経歴を持ち、経営に関する経験などが豊富であり、客観的視点から独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し社外監査役として選任しております。また、みずほ信託銀行㈱と当社との関係については、当社は複数の金融機関と取引をしており、みずほ信託銀行㈱に対する借入依存度は突出しておらず、みずほ信託銀行㈱の当社に対する影響度は希薄であると判断しております。以上のことから一般株主との間に利益相反が生じる恐れがなく、中立、公正な立場を保持できるものと判断し、この度独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役は除く)に対して、業績連動型株式報酬制度(BBT)を導入しております。当制度は、当社が拠出する金員(1事業年度60百万円が上限)を原資として当社株式を信託を通じて取得し、役位および業績に応じて、当社の取締役に当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額240百万円以内(ただし使用人兼取締役の使用人の給与は含まず)です。(平成26年6月27日 カーリットホールディングス株式会社第1回定時株主総会決議)
・株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額60百万円以内です。(平成26年6月27日 カーリットホールディングス株式会社第1回定時株主総会決議)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会の決議により取締役全員の報酬限度額を決定しております。個別の報酬は、透明性・客観性を高めるためガバナンス委員会にて報酬制度や報酬額等について審議し、取締役会が答申結果を受けて審議・決定します。報酬の具体的な構成は、月額報酬及び業績連動報酬から構成されております。業績連動報酬はインセンティブを付与するため業績連動型株式報酬制度(BBT)を導入しております。本制度は、役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社取締役に対して当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役に對し業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。当社取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

本制度の導入により、取締役に對して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

(1) 社外取締役

社外取締役は、重要な業務執行事項について協議するグループ経営戦略会議(原則月2回の開催)に出席し、取締役会の事務局である秘書室が社外取締役の補佐を行っております。

(2) 社外監査役

社外監査役である常勤監査役1名は、重要な業務執行事項について協議するグループ経営戦略会議に出席するとともに、個別に適宜各担当部門からヒアリングの機会を設け説明・報告を受けます。

また、監査役会がその業務を補助するために監査役専任補助者を求めた場合は、当該使用人を配置することにしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名
--------------------------	-----

その他の事項

当社には、相談役・顧問制度はありますが、代表取締役社長等を務めたことがある相談役・顧問は、現在おりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会については、定時取締役会は毎月1回開催されるほか、案件によっては臨時取締役会を随時開催します。取締役会では取締役会規程に定められた付議基準により経営上の重要事項について審議・決議をします。また取締役会は業務執行を監督する機関として逐次、業務執行の状況について代表取締役から報告をうけており、その内容について検証します。

また、経営の意思決定を迅速に行うため、全取締役(うち社外取締役3名)、全執行役員及び常勤監査役1名(社外監査役)、監査役が出席するグループ経営戦略会議を開催し、重要な業務執行事項について協議・報告を行います。

さらに、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役とするガバナンス委員会を設置し、経営陣幹部及び取締役・監査役の選解任の方針や役員報酬、コーポレートガバナンスに関する事項について審議することにより、経営の透明性、公正性の確保に努めております。

一方、監査役体制として、監査役は常勤監査役1名(社外監査役)、非常勤監査役3名(うち社外監査役1名)の4名体制であり公正な監査の実施のほか、取締役会に出席して、必要に応じて意見を述べる等取締役の業務執行を監査します。

このほか第三者機関であるEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

当社の会計監査を担当する公認会計士は打越隆氏、原賀恒一郎氏の2名です。また当社グループ会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他12名であります。

また、当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く)および監査役は、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限定額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役会の意思決定に基づき、経営環境の急激な変化に対応して業務を効率的に執行するため、取締役の任期を1年とするともに執行役員制度を導入しております。さらに、社外取締役3名及び社外監査役2名(常勤監査役1名・非常勤監査役1名)を含む4名の監査役により、取締役の業務執行を監督・監査する体制となっており、経営監督機能は十分であると認識しております。

社外取締役及び監査役は法令、財務、コーポレートガバナンス等に関して、豊富な知識と経験を活かし、独立・公正な立場から経営全般について有益な提言を行います。また各監査役は、グループ経営戦略会議等の重要な会議に出席するなど、当社グループの事業内容に精通し、経営監督の実効性を高めております。

従いまして、当社における現状のコーポレートガバナンス体制は、取締役の業務執行に対する有効性・効率性等の検証機能を有し、監督機能の独立性も十分に確保されと考えられることから、経営監督機能として有効であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月のカーリットホールディングス株式会社第5回定時株主総会(6月28日開催)の招集通知は6月11日に発送いたしました。 また、招集通知の発送前開示を行い、6月8日付で東京証券取引所ならびにウェブサイト に招集通知のPDFデータを提出・開示しております。
招集通知(要約)の英文での提供	作成した招集通知のうち、狭義の招集通知ならびに株主総会参考書類を英訳し、東証ならびに当社ウェブサイトに提出・開示しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しているほか、事業報告等のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成しホームページ上で公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会を原則年2回開催します。決算内容、業績予想、中長期経営計画の進捗状況などをご報告し、質疑応答の時間を設けております。 また、株主・投資家向けに当社工場などの施設見学会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.carlithd.co.jp 株主、投資家情報として次の内容を掲載します。 決算短信・有価証券報告書(四半期報告書)・株主通信・決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社広報部が担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グループ方針管理規程」に定める各種方針等及び「カーリットグループコンプライアンス憲章」において各ステークホルダーの立場の尊重について定めます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グループCSR委員会を設立し、委員会で定めたCSR基本方針に基づき、CSR活動を推進しております。当社のCSR活動とは、事業活動を通じて社会に貢献するとともに、法令遵守や環境保護に努め、ステークホルダーのみなさまと良好な関係を築くことだと考えております。 また、当社のCSR活動をまとめた「CSRレポート」を年1回発行し、当社のCSRへの取組みについて広く周知しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はディスクロージャーポリシーを定め、株主、投資家をはじめとするステークホルダーに対し適時・正確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠した情報ならびにその他の重要な情報を迅速に公開するとともに、当社を理解して頂くために有効な情報についても積極的に開示し経営の透明性を高めます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループは取締役、使用人が遵守すべき規範として「グループ・コンプライアンス憲章」を制定し、企業活動のあらゆる場面において法令・社内規程・その他社会規範等を遵守すべきことを定めております。
「グループ・コンプライアンス憲章」の定めに基づき、当社グループのコンプライアンス管理を行うにあたっての体制・管理方法など基本的な事項を「グループ・コンプライアンス管理規程」に定め、これにより「グループ・コンプライアンスマニュアル」の制改定、コンプライアンスに関する教育・啓発の推進、コンプライアンスの遵守状況のチェック、及び内部通報制度の適切な運用を行います。
(2) 取締役会は、法令、定款、取締役会規程の定めにより、毎月1回の定時取締役会のほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、経営及びコンプライアンスに関する重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督します。
(3) 監査役は監査を実施するほか、取締役会に出席して必要がある場合は意見を述べるなど取締役の業務執行を監査します。また、常勤監査役は取締役会のみならずグループ経営戦略会議、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席して取締役の業務執行を監査しております。
(4) コンプライアンス委員会は、当社法務・コンプライアンス部を事務局として、コンプライアンスに関する事項を審議し、当社グループにおけるコンプライアンスの推進を図ります。
(5) 当社内部監査室は、当社グループの運用状況について定期的に監査を実施し、監査対象部門に対する問題点の指摘を行い、業務改善の指示を発します。
(6) 当社グループは、独立役員に期待される役割を果たすことが出来ると判断した社外取締役及び社外監査役を独立役員として指定します。
2. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 当社グループは財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを整備し、継続的に運用の状況の評価を行い業務の不断の改善に努めます。
(2) 当社グループは、財務報告の基本方針を定めます。
(3) 当社の内部監査室がグループ各社の内部監査を実施します。
3. 取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 当社は「グループ情報管理規程」を制定し、グループ会社の情報の適切な保護と利用について基本方針を定めております。
(2) 当社グループは法令、社内規程の定めにより取締役の業務執行に係る文書等の保存及び管理を適切に行います。
(3) 当社グループはパソコン、データ、ネットワーク等の各種情報インフラに対して内外からの脅威が発生しないように適切な保護対策を実施します。
4. 取締役の業務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
(1) 当社グループは取締役の意思決定に基づき経営環境の急激な変化に対応して業務を効率的に執行するため、取締役の任期を1年とするとともに執行役員制度を導入します。
(2) 経営に関する重要な事項に関して審議するほか迅速な業務執行を行うために全取締役、全執行役員及び常勤監査役が出席するグループ経営戦略会議を原則毎月2回開催します。
(3) 当社グループは長期的な経営目標・基本姿勢等を経営方針とし、中期経営計画に基づいた中期経営方針を、また当社の経営環境・経営状況を考慮して単年度における年度経営方針及び年度経営予算をグループ経営戦略会議の審議を経て取締役会で決定します。
5. 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制
(1) 当社グループ各社については、経営の自主性を尊重しつつ当社から取締役、監査役を立て事業の統括的な管理ならびに会計の状況を定期的に監督するとともに、監査役とグループ各社の監査役とは十分な連携をとりながら適切な情報交換を行います。
(2) グループ各社の経営予算及び経営方針の進捗状況等については、毎月原則2回開催される当社グループ経営戦略会議に当社グループ各社の社長が出席し、グループ各社の経営予算及び経営方針の進捗状況等について報告・検討を行い、グループ一体となった業務の適正性及効率的性の確保に努めます。
(3) 当社の内部監査室がグループ各社の監査を実施します。
6. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(1) 当社は「グループ危機管理規程」を制定し、事業活動を行う過程での万が一の不測の事態に適切に対応することにより、当社グループの組織運営の安定と予想される損失を可能な限り抑える体制を構築します。
(2) 業務執行に関わるリスクについては当社の各部門及びグループ各社においてリスクの分析、対応策の検討を行います。労働安全衛生に関するリスクについては「グループリスクアセスメントガイドライン」を制定し、グループ内でのリスクアセスメントを統一的かつ効果的に運用することにより、労働災害の未然防止を図ります。
また、法務リスクについては「グループ法務リスク管理規程」を定め、当社法務・コンプライアンス部が当社グループの法務リスクを管理することとしております。
(3) 新規事業進出や大きな投資案件などについては、当社の稟議審査会、グループ経営戦略会議、取締役会での審議を経て決定がなされます。
7. 監査役がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役会がその業務を補助するために監査役選任補助者を求めた場合は、当該使用人を配置します。配置に当たっての人選は取締役と協議の上、決定します。
(2) 監査役選任補助者は、業務執行に関する他の業務を兼務しないものとし、監査役会から指揮命令を受けた監査役選任補助者は、その命令に関して取締役からの指揮命令に優先します。
(3) 監査役選任補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分については事前に監査役会の同意を得た上で取締役会が決定します。
8. 監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
(1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社に著しい影響を及ぼす事実を発見したときは、監査役に報告をします。
(2) 監査役は何時でも当社グループの取締役及び使用人に対して、業務遂行に関して報告を求めることが出来ることとします。
(3) 監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
(4) 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに内部監査の計画・結果等について報告を求めます。

(5) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「カーリットグループコンプライアンス憲章」第12条〔反社会的勢力に対する対決姿勢〕につぎのとおり制定しこれを遵守します。

1. 当社グループは社会秩序や安全に脅威となる反社会的な個人・団体に対し、毅然とした態度で臨みます。

2. 組織的な対応

反社会的勢力の介入に対して役員および従業員一人ひとりを孤立させずに警察、弁護士等の支援を仰ぎつつ組織的に対応します。

3. 当社グループは、反社会的勢力との取引を拒絶し、また拒絶するための体制を構築します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

